2．入学時納付金・授業料・諸経費等

（1）入学時納付金

※新入生の毎月の授業料は 4 月末から口座振替となります。
※2024 年 3 月 29 日までに入学辞退の申し出があった場合には、②の施設設備費の返還に応じます。

項目	金額	納付期日
① 静進情報 入学金	100,000 円	合格者説明会の前日まで ※合格者説明会の日程は 2P (5)でご確認下さい。
② 静進情報 施設設備費 ※1	200,000 円	
③ 連携先高等学校 科学技術学園高等学校 入学金等	10,000 円	

※1 施設設備費は以下のように延納を希望できます。
【年度分納】 入学時（100,000 円）・２年時（50,000 円）・３年時（50,000 円）
【毎月分納】 毎月の授業料と一緒に引落（6,000 円×33 ヵ月、2,000 円×1 か月）

あくまで延納措置であり納入を免除するもではありません。在学中には全額納入となります。また、中途退学をした場合等には残金をお支払い頂くことになるものですので予めご了承下さい。

（2）その他の納付金

項目	金額	納付期日
④ 学年費・教材費（1 年間分）	12,000 円	2024 年 3 月 29 日（金）まで
⑤ 生徒会費（1 年間分）	2,000 円	
⑥ 保護者会費（1 年間分）	1,000 円	
⑦ 日本スポーツ振興センター保険料（1 年間分）	1,720 円	
⑧ 自転車保険（３年間分） 希望者のみ	6,970 円	

※ 上記④⑤⑥⑦については、毎年度当初に発生する納付金となります。

（3）諸経費

項目	金額	納付期日
⑨ 教科書教材費（1 年生用） ※購入物により変動あり。	約 18,000 円	書店の指定する日
⑩ 標準服の購入費用 希望者のみ	約 80,000 円	制服業者の指定する日

入学時納付金総額 早見表（②施設設備費の支払い方法によって３パターンあります）

入学時納付金等総額（⑧自転車保険・⑩制服代は含まず）	パターン A ②を一括納入	パターン B ②を延納（年度分納）	パターン C ② を延納（毎月分納）
①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑨＝	**344,720 円**	**244,720 円**	**150,720 円**

※ 合格が決まり、3 月 29 日までに納入が必要となる納付金の総額となります。

（4）その他にかかる費用

項目	金額	納付期日
⑪ 資格検定の受験料 希望者のみ	1,500～4,500 円	受験希望者はその都度集金があります。 ※資格や級によって受験料は異なります。
⑫ 修学旅行の参加費 希望者のみ	80,000 円前後	参加される場合、3 年生の 5 月中旬ごろに集金があります。 ※旅行費の積み立てはしていませんのでご了承下さい。

3. 授業料［実納付金］早見表

下の各表には、入学金・施設設備費等（※詳細は 3 p）は含まれておりません。

月額表示　世帯別にみる各種支援と月額授業料

	参考世帯年収（基準の詳細は県 HP を参照）	静進情報の月額授業料	支援・減免の対象となる部分：国の就学支援金	県の授業料減免	本校の就学助成	［月額］差引授業料	減免の対象とならない部分：連携先高等学校の月額授業料	［月額］保護者負担分（実納付金）	
A	270 万円未満	50,000 円	－ 33,000 円	－ 9,750 円	（－ 条件によって助成額が変更 ※詳細 6p-(3)）	＝ 7,250 円	＋ 8,500 円 ＝	**15,750 円**	A
B	270 万円以上 ～ 350 万円未満	50,000 円	－ 33,000 円	－ 4,800 円		＝ 12,200 円	＋ 8,500 円 ＝	**20,700 円**	B
C	350 万円以上 ～ 700 万円未満	50,000 円	－ 33,000 円			＝ 17,000 円	＋ 8,500 円 ＝	**25,500 円**	C
D	700 万円以上 ～ 820 万円未満	50,000 円	－ 9,900 円	－ 6,600 円		＝ 33,500 円	＋ 8,500 円 ＝	**42,000 円**	D
E	820 万円以上 ～ 910 万円未満	50,000 円	－ 9,900 円			＝ 40,100 円	＋ 8,500 円 ＝	**48,600 円**	E
F	910 万円以上	50,000 円				＝ 50,000 円	＋ 8,500 円 ＝	**58,500 円**	F

年額表示　世帯別にみる各種支援と年額授業料

※最終的に授業料負担が 0 になりますが、最初から月々の引落金額が 0 円になる訳ではありません。

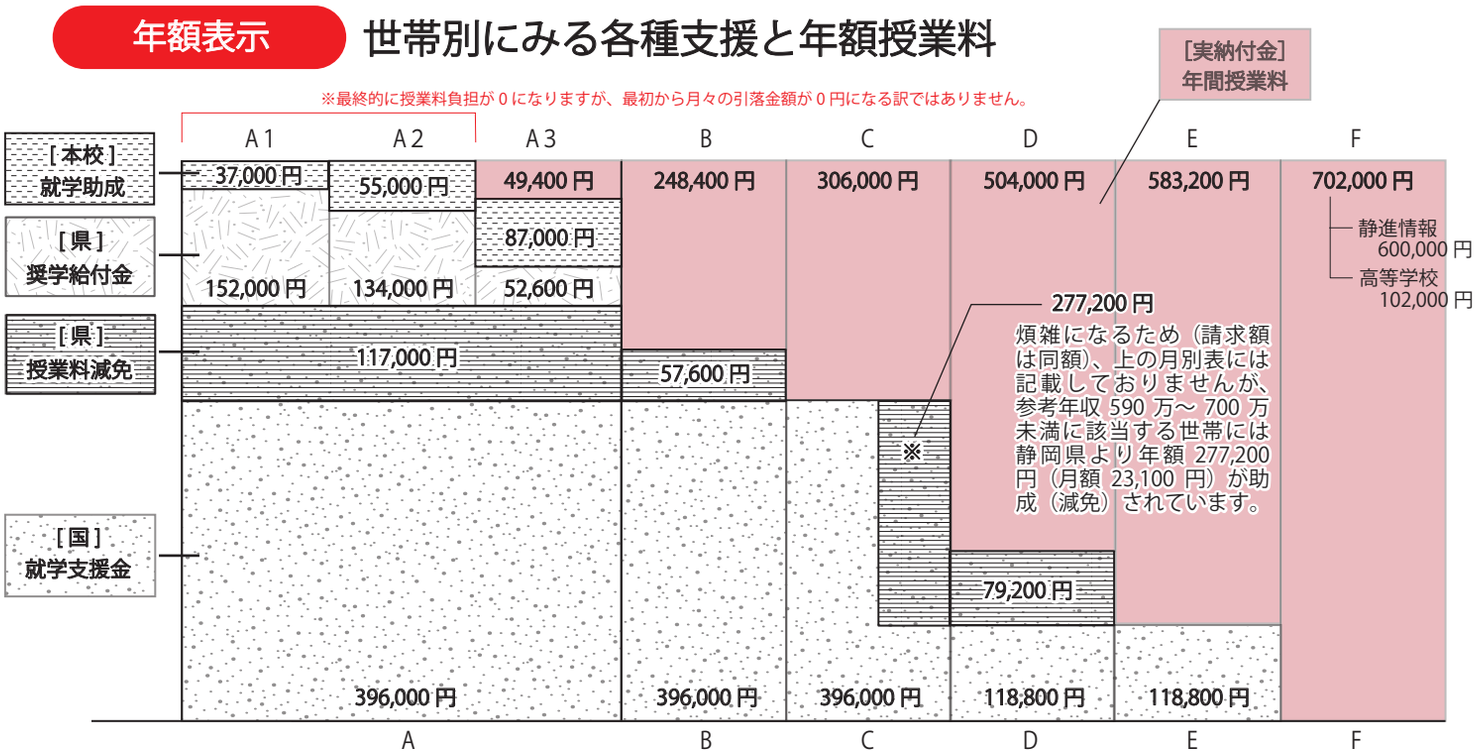

参考世帯年収（注）（4 人世帯を想定）	270 万円未満程度			270 万円以上～ 350 万円未満程度	350 万円以上～ 700 万円未満程度	700 万円以上～ 820 万円未満程度	820 万円以上～ 910 万円未満程度	910 万円程度以上
【判定基準】市町村民税の課税標準額 ×6% － 市町村民税の調整控除の額	0 円～ 100 円未満			100 円～ 48,300 円未満	48,300 円～ 203,100 円未満	203,100 円～ 260,700 円未満	260,700 円～ 304,200 円未満	304,200 円以上
	6 p (3) －ア）に該当する世帯	6 p (3) －イ）に該当する世帯	6 p (3) －ア）に該当する世帯					

※政令指定都市 (静岡市) に市民税を納税している場合は「調整控除の額」に 3/4 を乗じた額となります。

（注）モデル世帯は、両親のうちどちらか一方が働き、高校生 1 人、中学生 1 人の子どもがいる 4 人世帯を想定。家族構成により変動します ので、あくまでも参考として下さい。【判定基準】にあるように、納税額により県が判定を行うものです。収入とは「親権者の合算」で計算されます。

４．授業料支援・学費減免等の制度について

公的な支援制度

（１）高等学校等就学支援金制度について

高等学校等就学支援金は、高校生等の授業料に充てるための支援金を支給することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。世帯年収 910 万円未満程度の世帯を対象に支給され、世帯収入による加算額は下記の表に示す通りです（設置者代理受領）。

[世帯別にみる支援額一覧表]

参考世帯年収 （両親・高校生・中学生の 4 人家族で共働きではない家庭をモデルとした場合の目安です。）	判定基準 市町村民税の課税標準額×6% － 市町村民税の調整控除の額（※ただし政令市に納税している場合、この式の調整控除の額に 3/4 を乗じた額を減額する。）	就学支援金支給額	
		［月額］	［年額］
590 万未満程度	0 円（非課税）以上 154,500 円未満	33,000 円	**396,000 円**
590～910 万未満程度	154,500 円以上 304,200 円未満	9,900 円	**118,800 円**
910 万以上程度	304,200 円以上	0 円	0 円

（２）静岡県授業料減免制度について

私立の高等学校等に通う生徒等の授業料の負担を軽減するため、国の就学支援金とともに、県から「授業料減免事業費補助金」により下記の助成が行われます。

[世帯別にみる補助額一覧表]

参考世帯年収 （両親・高校生・中学生の 4 人家族で共働きではない家庭をモデルとした場合の目安です。）	判定基準	授業料補助額	
		［月額］	［年額］
270 万未満程度	保護者等の「市町村民税の課税標準額× 6 ％－市町村民税の調整控除の額」により算定。 ※保護者とは原則「親権者」となります。 ※具体的な判定基準については県が判定しますので学校にお問い合わせを頂いてもお答えできません。県の HP 等にてご確認願います。	9,750 円	**117,000 円**
270～350 万未満程度		4,800 円	**57,600 円**
350～590 万未満程度		0 円	0 円
590～700 万未満程度		23,100 円	**277,200 円**
700～820 万未満程度		6,600 円	**79,200 円**
820 万以上程度		0 円	0 円

（３）静岡県私立高等学校等奨学給付金制度について

国が行う高等学校等就学支援金制度とは異なり、私立高等学校等に在学する高校生等のいる一定の所得以下の世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費が支援される制度です。

対象となる世帯の区分（静岡県内に在住していること）		高等学校等の種類及び課程等	
		私立の通信制以外	私立の通信制
1.生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定により生業扶助（生活保護）が決定している世帯		ア） 52,600 円 (年額)	52,600 円
生業扶助（生活保護）が決定されていない世帯	2.保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯（1.3.を除く）	イ） 134,600 円 (年額)	52,100 円
	3. 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯で、当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で 2 人目以降の高等学校等に通う高校生等および当該世帯に扶養されている高校生等以外に 15 歳（中学生を除く）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯（1.2.を除く）	ウ） 152,000 円 (年額)	

金額は 2022 年度実績

本校による支援制度

（４）学校法人駿河学院が行う就学助成制度について

本校に在籍し、助成対象年度の教育課程を修了する意思を有し、またその見込みがある者に対して減免されます。

条　　件	助成・減免の額
1. 親権者の市町村民税所得割額の合計が 0 円（非課税）の者は、87,000 円を上限に助成を受けることができます。ただし、各種助成制度の合計は学費の範囲内（702,000 円）であることとします。	最大で 87,000 円まで
2. 親権者の死別その他やむを得ない事情による家計の急変により、学費等の納付が困難であると校長が認めたとき。	最大で 102,000 円まで

※入学時とは別に、その年の税額記載のある最新の課税証明書を提出（7 月）された場合に判定し対象となります。

（５）兄弟姉妹減免制度について

学校法人駿河学院の設置する学校（駿河学院・藤枝学院・清水学院・静進情報）に兄弟姉妹が在籍もしくは卒業している場合、また保護者が卒業生の場合は、施設設備費の一部が免除されます。

条　　件	減 免 額
1. 兄弟姉妹が学校に在籍している場合（10 万円免除）	施設設備費 200,000 円 ⇒ 100,000 円
2. 兄弟姉妹または保護者が卒業生の場合（5 万円免除）	施設設備費 200,000 円 ⇒ 150,000 円